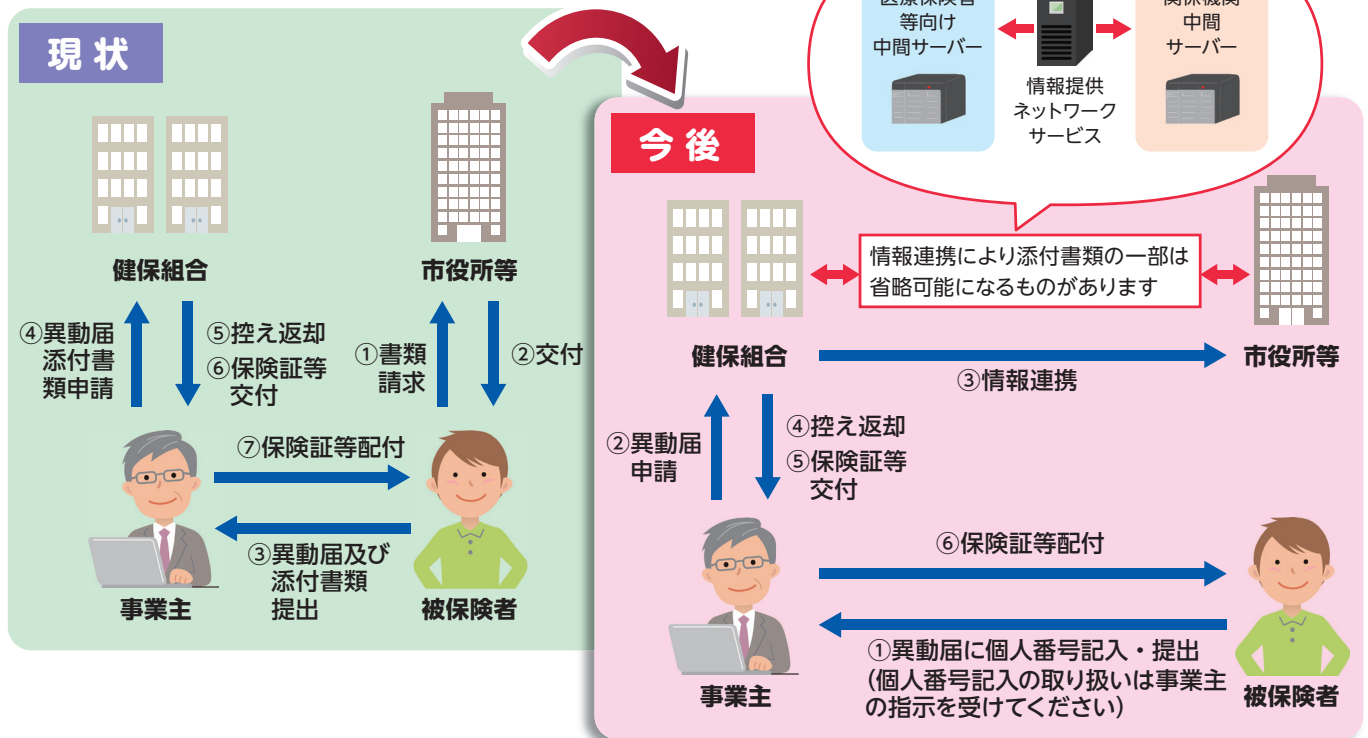


# 平成29年7月18日から マイナンバー制度による 情報連携を開始

## 情報連携のイメージ



健康保険の各種手続きで市区町村及びその他医療保険者等との「情報連携」が平成29年7月18日から開始されました。「情報連携」とは、前述の複数機関との間で個人番号に紐付く個人情報の照会や提供を行うもので、番号法で利用と範囲を規定された機関(健保組合等)は情報提供ネットワークシステムを通じてのみ、情報の授受が可能とされています。

これに伴い、健保組合の手続きでこれまで必要とされていた添付書類の一部は省略が可能になるものもあり、手続きが簡素化されますが、開始期日以降は約3ヶ月程度の「試行運用期間」が設けられています。

これは情報連携における事務処理手続きの円滑な移行を目的としており、情報連携結果と添付書類との相違を確認します。したがって、試行運用期間中も引き続き従来と同様に添付書類の提出をいただきますようお願いいたします。

なお、試行運用期間の終了時期、ならびに本格運用開始後に添付書類が不要となる届出・請求手続等は別途広報いたします。

※1：試行運用期間で情報連携が不可能な情報は、これまでと同様に証明書類等の添付が必要になります(必要に応じて書類添付を要請、広報いたします)。

## 情報連携対象の事務手続き

※2 社会保障・税・災害対策の3分野にわたり、マイナンバーを用いて申請等を行う児童手当、保育所の入所、介護保険など、1800以上の事務手続きが対象となっています。ただし、情報連携の開始のタイミングはそれぞれの事務によって異なります。

※2：個別の事務手続の詳細につきましては、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等をご確認ください。